

## 会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 勤務成績、態度により期間の更新あり
職 種	スクールバス運転士
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	児童・生徒の通学のために運行するスクールバスの運転士 スクールバス（大型バス 2 台、ワゴン車 1 台）の運転業務を行う。
応募資格	○ 次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・大型自動車第一種運転免許もしくは、大型自動車第二種運転免許を所持していること。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、スクールバス運転士の業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	月 15 回、1 日 6 時間勤務を標準とする。ただし、勤務時間については、相談の上、校長が割り振る。（標準勤務時間 6:00～9:00 及び 15:00～18:00）
休 暇	愛媛県の休日定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 技能労務職給料表 5 級 8 号給から同表 5 級 16 号給までの額とする。1 年目は、月額 176,070 円（※15 日勤務の場合） ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末・勤勉手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、期末手当 30/100、勤勉手当 40/100 とする。 ・超過勤務手当：1 月において 15 日勤務を超える場合、支給する。
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・スクールバス運転士としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。 ・社会保険加入状況（有） ※健康保険は公立学校共済組合の短期給付及び福祉事業を適用 ・雇用保険の適用（有）

○ 問い合わせ先

愛媛県立今治特別支援学校 事務長

〒799-1524 今治市桜井乙 32-313

TEL 0898-47-0355

FAX 0898-47-4993